

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

(第 2 回)

君津市監査委員

目 次

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1	監査の対象	1
2	監査の範囲	1
3	監査実施日	1
4	監査の場所	1
5	監査の主眼及び方法	1

第2 監査の結果

公の施設の指定管理者	
三幸株式会社	2

(注) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象 ※()は、所管する部課

公の施設の指定管理者

三幸株式会社

(建設部 公園緑地課)

2 監査の範囲

令和6年度における公の施設の指定管理者として行った当該施設の管理運営に係る出納及び事務執行並びに所管課の指定管理に係る事務執行状況

3 監査実施日

公の施設の指定管理者

令和7年8月28日

4 監査の場所

監査室及び現地

5 監査の主眼及び方法

令和6年度における君津市の公の施設を管理している指定管理者の施設管理に係る出納その他の事務が、関係法令にのっとり適正かつ効率的に行われているかなどを主眼に置き、監査資料及び関係諸帳簿を調査（補助職員の事前予備調査含む。）するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

三幸株式会社
(公の施設名:内みのわ運動公園、君津緩衝緑地)

1 指定管理者

三幸株式会社 (所在地 東京都千代田区神田駿河台3丁目3番地4)

2 公の施設の概要

- (1) 施設の名称 ア 内みのわ運動公園
イ 君津緩衝緑地
- (2) 施設所在地 ア 君津市内箕輪1丁目1番1ほか
イ 君津市坂田613番ほか
- (3) 設置年月日 ア 昭和49年3月31日
イ 昭和55年10月1日
- (4) 設置の目的 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(5) 施設の概要

ア 内みのわ運動公園

(ア) 敷地面積	130, 000 m ²
(イ) 主要施設	市民体育館 4, 530 m ²
	庭球場 2, 622 m ²
	多目的広場 32, 500 m ²
	日本庭園 37, 500 m ²
	ちびっこ広場 6, 400 m ²
	記念広場 6, 300 m ²
	東側駐車場 8, 700 m ²
	西側駐車場 6, 300 m ²
	噴水その他 13, 848 m ²

イ 君津緩衝緑地

(ア) 敷地面積	53, 640 m ²
(イ) 主要施設	坂田東広場 14, 000 m ²
	坂田広場 1, 400 m ²
	スポーツ広場 20, 000 m ²
	芝生広場 15, 000 m ²
	大和田広場 3, 000 m ²
	人見広場 240 m ²

(6) 施設の使用時間

ア 内みのわ運動公園

- | | |
|------------|--------------|
| (ア) 市民体育館 | 午前9時から午後9時まで |
| (イ) 卓球場 | 午前9時から午後9時まで |
| (ウ) 野球場 | 午前9時から午後5時まで |
| (エ) 庭球場 | 午前9時から午後9時まで |
| (オ) 陸上競技場 | 午前9時から午後5時まで |
| イ 君津緩衝緑地 | |
| (ア) スポーツ広場 | 午前9時から午後5時まで |
| (イ) 野外ステージ | 午前9時から午後5時まで |

(7) 施設の使用期間

ア 内みのわ運動公園

- | | |
|------------|----------------|
| (ア) 市民体育館 | 1月4日から12月27日まで |
| (イ) 卓球場 | 1月4日から12月27日まで |
| (ウ) 野球場 | 1月4日から12月27日まで |
| (エ) 庭球場 | 1月4日から12月27日まで |
| (オ) 陸上競技場 | 1月4日から12月27日まで |
| イ 君津緩衝緑地 | |
| (ア) スポーツ広場 | 1月4日から12月27日まで |
| (イ) 野外ステージ | 1月4日から12月27日まで |

※施設の休日は、毎週月曜日（月曜日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日以降においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、君津緩衝緑地の庭球場は、月曜日が祝日法に規定する休日に当たるときは休日としない。

※野球場、陸上競技場及びスポーツ広場については、6月1日から9月30日までの間、午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後7時までの時間帯を使用することができる。

3 管理運営に関する協定

基本協定 内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の管理及び運営に関する基本協定

指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

年度協定 内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の管理及び運営に関する年度協定

協定期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 指定管理者が行う業務（内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地指定管理業務仕様書（令和6年4月）より）

- (1) 有料公園施設の使用の許可
- (2) 有料公園施設の使用の不許可
- (3) 有料公園施設の使用の許可の取消し
- (4) 施設予約システムによる有料公園施設の使用の許可等
- (5) 利用料金の収受等
- (6) 利用料金の减免等
- (7) その他の収入
- (8) 口座の管理
- (9) インボイス制度への対応
- (10) 調整会議
- (11) 有料公園施設等の使用申込に係る運営について
- (12) 施設全般の管理運営
- (13) 施設の建物及び設備の維持管理
- (14) 業務遂行の記録等
- (15) アンケートの実施
- (16) 事業計画書の作成及び提出
- (17) 収支計画書の作成及び提出
- (18) 事業報告書の作成及び提出
- (19) 事業評価書の作成及び提出
- (20) その他

5 人員の配置等（令和6年度）

【内みのわ運動公園】

管理責任者 1人、責任者代理 1人、館内受付スタッフ 4人（配置2人）、
夜間受付スタッフ 5人（配置2人）、清掃スタッフ 4人（配置2人）、
公園作業責任者 1人、公園作業員 6人（配置3人）

【君津緩衝緑地】

管理人 3名（配置1人）

6 管理業務費用 50,940,000円（令和6年度）

7 利益の還元

当該事業年度内の管理施設に関する収入が、管理施設の管理経費を100万円以上上回る場合には、その利益の50%を還元する。また、100万円未満の場合は、その利益の30%を還元するものとする。（内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の管理及び運営に関する年度協定第5条）

8 利用状況及び収入実績（令和6年度事業報告書より）

施設名		利用者数	収入金額
内みのわ運動公園	君津市民体育館	58,898人	4,188,350円
	野球場	1,468人	76,560円
	陸上競技場	7,484人	164,890円
	庭球場	3,839人	699,940円
	卓球場	1,284人	99,000円
	合 計	72,973人	5,228,740円

施設名		利用者数	収入金額
君津緩衝緑地	野球場	4,355人	281,710円
	野外ステージ	0人	0円
	キャンプ場	2,898人	0円
	合 計	7,253人	281,710円

9 収支報告（令和6年度事業報告書より）

収入 (単位：円)

項目	金額	備考
指定管理料	50,940,000	
施設利用料	5,510,450	
雑収入	365,491	電気代戻り金（図書館分）
収入合計	56,815,941	

支出

(単位:円)

項目	内訳	金額	備考
人件費	正職員、パート職員	27,692,887	賃金、各手当等 通勤手当、賞与、退職給付金等 厚生年金、社会保険、労災保険、雇用保険等
	通勤交通費	1,417,564	
	福利厚生費	48,005	
	A	29,158,456	
管理運営経費	材料費	394,000	石灰、珪砂、川砂、黒土、塩化カルシウム、電球、蛍光灯等
	委託費	3,695,317	各種点検委託費、剪定樹木、刈り草処分費等
	受け入れ派遣費	5,248,371	清掃員・緩衝緑地管理員
	旅費交通費	10,960	庁舎訪問、銀行、近隣活動等
	通信費	487,758	携帯電話・電話料、インターネット料金、テレビ、NHK
	消耗工具備品費	346,875	本施設の購入備品等
	消耗品費	977,807	事務用品、トイレットペーパー、手洗い石鹼、清掃用資機材等
	光熱水費	11,756,333	上下水道・電気・ガス
	支払手数料	15,662	残高証明発行手数料等
	修繕費	836,378	1件あたり10万円未満
	自動車諸費	372,445	ガソリン・軽油等
	保険料	191,670	動産保険・施設賠償責任保険・車両保険等
	教育研修費	3,740	スタッフ会議等
	作業衣	86,045	作業衣代
	リース費	1,710,588	車両4台、粉碎機、複合機等
	雑費	151,326	AED等
	広告宣伝費	33,000	ホームページ運営維持費
	諸会費	6,000	千葉県体育協会
	租税公課	2,681,000	消費税、印紙税（業務委託契約書）
	B	29,005,275	
支出合計	A + B	58,163,731	

$$\text{収入金額 } 56,815,941 \text{ 円} - \text{ 支出金額 } 58,163,731 \text{ 円} = \text{ 収支差額 } \triangle 1,347,790 \text{ 円}$$

自主事業収支

$$\text{収入金額 } 2,093,662 \text{ 円} - \text{ 支出金額 } 568,552 \text{ 円} = \text{ 収支差額 } 1,525,110 \text{ 円}$$

指定管理業務に係る主な収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入である。

支出の主なものは、人件費の正職員・パート職員分 2,769 万 2,887 円 (47.6%)、管理運営経費の受け入れ派遣費 524 万 8,371 円 (9.0%) 及び光熱水費 1,175 万 6,333 円 (20.2%) である。

指定管理に係る年度協定に基づく利益還元額は 53,400 円である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査の意見

指定管理者から市へ提出のあった収支報告書で、一部数値に不整合となる部分があつたことから、今後は疑義が生じないよう、市側の審査体制の見直しをお願いする。

むすび

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地は、野球やテニス等の各スポーツ施設、散歩に適した日本庭園、キャンプ場等を有し、長年に渡り住民の憩いの場として親しまれ、多くの方に利用されている。

設置から年数が経過し、施設の老朽化が進む中で、指定管理者は、既存施設を活用した様々な自主事業を企画し、賑わいの創出に努めている。

指定管理者には、国内各地で多くの指定管理業務を請け負っているノウハウを活かし、今後も本施設がより有効に利用されるよう、引き続き利用者からの声に耳を傾け、満足度の高いサービスの提供と、安全安心な施設の維持管理・運営をお願いする。

また、施設の老朽化に関しては、市と密な協議を重ね、順次改善に取り組まれるよう願うものである。